

第2 調査の概要

令和3年6月11日、国会法第102条の14等¹²の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領し、同月16日、河野国務大臣（当時）から当該国会報告について説明を聴取した。

河野国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置¹³を講じた上で調査を行っており、会議録は非公開である¹⁴が、従来から報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、できるだけ「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行ってきている。本報告書も、この方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとって分かりやすい形で編集を行った。

1 制度全般

(1) 国会報告の概要

令和3年6月16日、河野国務大臣（当時）から国会報告¹⁵について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

（報告の趣旨）

特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

（対象期間）

令和2年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

¹² 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V5(3)

¹³ 本報告書「第1-1(4) 情報監視審査会の保護措置」参照

¹⁴ 衆議院情報監視審査会規程第29条、第30条

¹⁵ 巻末 参考資料Ⅲ参照

（運用基準の見直し）

政府としては、これまでの各議院の情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者及び特定秘密の取扱いを実際に行っている関係省庁等の意見を踏まえた検討を行い、令和2年6月16日に運用基準の一部変更について閣議決定を行った。

（特定秘密保護法における行政機関）

28 機関（令和2年末時点）である。

（特定秘密の指定権限を有する行政機関）

20 機関（令和2年末時点）である。

（対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）

対象期間中、9の行政機関において51件の特定秘密が指定され（後掲《表2-1》参照）、2の行政機関において4件の特定秘密の指定の有効期間が満了し、9の行政機関において57件の特定秘密の指定の有効期間が延長された。また、1の行政機関において3件の特定秘密の指定が解除された。

対象期間中、政府全体で59,958件の適性評価が実施された。なお、評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で5件であった。

（対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）

対象期間末時点において、12の行政機関で613件の特定秘密が指定されている（後掲《表2-2》参照）。

特定秘密が記録された行政文書の保有状況については、政府全体で523,170件である。

また、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で128,452人である。

（独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応）

独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、4件の是正の求めがあり、当該省庁において対応がなされた。

衆議院情報監視審査会では、関係行政機関が指定した特定秘密に関する調査に対し、説明が行われた。また、衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書における政府に対する意見（審査会意見）について、政府の対応状況を説明している。

令和3年5月11日に衆議院議長に提出された衆議院情報監視審査会の令和2年年次報告書には、政府に対する御意見が掲載されている。政府としては、御意見を重く受け止め、その趣旨を十分に踏まえ、必要な対応を検討し、説明してまいりたいと考えている。

（独立公文書管理監からの意見）

独立公文書管理監から、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

（有識者からの意見）

有識者から、第 10 回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。また、特定秘密保護法の運用等についても意見があった。

《表 2-1》令和 2 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は令和 2 年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
国家安全保障会議	7 (1)	第 2 号 〔外交〕	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報〔7 件（1）〕
内閣官房	94 (7)	第 2 号 〔外交〕 第 4 号 〔テロリズム防止〕	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報〔1 件（0）〕 ②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報〔1 件（0）〕 ③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報〔1 件（0）〕 ④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報〔4 件（0）〕 ⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔7 件（1）〕 ⑥領域保全の措置及び方針に関する情報〔2 件（0）〕 ⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔7 件（1）〕 ⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報〔19 件（1）〕 ⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報〔11 件（1）〕 ⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報〔14 件（2）〕 ⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報〔26 件（1）〕 ⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報〔1 件（0）〕

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
警察庁	41 (4)	第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報 [4件 (0)] ②外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [7件 (1)] ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [11件 (0)] ④警察の人的情報源等となった者に関する情報 [3件 (0)] ⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報 [1件 (0)] ⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報 [2件 (1)] ⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報 [13件 (2)]
総務省	11 (2)	第2号 [外交]	○在日米軍が使用する周波数に関する情報 [11件 (2)]
法務省	1 (0)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
出入国在留管理庁	1 (0)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
公安調査庁	26 (2)	第2号 [外交] 第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [1件 (0)] ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [5件 (0)] ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			又は支援する団体又は者の動向に関する情報〔3件（0）〕 ④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報〔7件（1）〕 ⑤人的情報収集に関する情報〔3件（0）〕 ⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報〔7件（1）〕
外務省	40 （1）	第2号 〔外交〕 第4号 〔テロリズム防止〕	①拉致問題に関する情報〔1件（0）〕 ②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報〔1件（0）〕 ③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報〔1件（0）〕 ④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報〔1件（0）〕 ⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報〔1件（0）〕 ⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔4件（0）〕 ⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報〔1件（0）〕 ⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報〔1件（0）〕 ⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報〔7件（1）〕 ⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔4件（0）〕 ⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報〔1件（0）〕 ⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報〔11件（0）〕

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報 [4 件 (0)] ⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から 総合外交政策局に対し提供のあった情報 [1 件 (0)] ⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関 する情報 [1 件 (0)]
経済産業省	4 (0)	第 2 号 [外交]	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別性能に関する 情報 [4 件 (0)]
海上保安庁	21 (1)	第 2 号 [外交]	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との 情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [2 件 (0)] ②外国の政府との情報協力業務に関する情報 [7 件 (1)] ③内閣情報調査室から得た外国の政府等との 情報協力業務の実施状況等に関する情報 [1 件 (0)] ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別能力に関する 情報 [11 件 (0)]
防衛省	349 (32) ※	第 1 号 [防衛]	①防衛出動等、我が国の安全を確保するた めの自衛隊の行動に関する情報 [1 件 (0)] ②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の 活動に関する情報 [1 件 (0)] ③自衛隊の運用計画等に関する情報 [15 件 (8)] ④自衛隊の運用についての外国の軍隊との運 用協力に関する情報 [1 件 (0)] ⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別性能に関する 情報 [1 件 (0)] ⑥自ら収集した電波情報等の情報 [50 件 (7)]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報 [29 件 (5)] ⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報 [1 件 (0)] ⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報 [6 件 (1)] ⑩外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報 [6 件 (1)] ⑪防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 [13 件 (2)] ⑫防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報 [3 件 (2)] ⑬防衛力の整備に関する見積り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報 [1 件 (1)] ⑭防衛の用に供する暗号に関する情報 [9 件 (5)] ⑮外国政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報 [1 件 (0)] ※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの ⑯自衛隊の運用計画等に関する情報 [39 件] ⑰電波情報、画像情報等に関する情報 [31 件] ⑱防衛力の整備計画等に関する情報 [10 件] ⑲防衛の用に供する通信網の構成に関する情報 [1 件] ⑳防衛の用に供する暗号に関する情報 [73 件] ㉑武器等の仕様、性能等に関する情報 [57 件]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
防衛装備庁	18 (1)	第1号 〔防衛〕	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報〔1件(0)〕 ②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報〔2件(0)〕 ③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報〔12件(0)〕 ④英国との間の共同研究等において提供される情報〔3件(1)〕
合 計	613 (51)		

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」349件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で211件であった。

《表2-2》特定秘密の指定状況と該当分野（令和2年12月31日時点）

行政機関名	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	7		7		
内閣官房	94		93		1
警察庁	41			26	15
総務省	11		11		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	26		6	13	7
外務省	40		38		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	21		21		
防衛省	349	349			
防衛装備庁	18	18			
合 計	613	367	182	39	25

（国会報告（令和3年6月閣議決定）より抜粋）

〈参考〉 特定秘密の指定に係る別表該当性

別表	
第1号（防衛に関する事項） ※ 自衛隊法別表第4に相当 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 - ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究 - ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 - ト 防衛の用に供する暗号 - チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 - リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 - ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途	第2号（外交に関する事項） - イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの - ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針 - ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 - ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
第3号（特定有害活動の防止に関する事項） - イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 - ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 - ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号	第4号（テロリズムの防止に関する事項） - イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 - ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 - ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

（内閣官房資料）

(2) 令和 2 年中の特定秘密文書等の廃棄状況

ア 保存期間が 1 年以上のもの

保存期間が 1 年以上である特定秘密文書の廃棄については、各行政機関の長は運用基準に基づき、内閣保全監視委員会を通じ内閣総理大臣に、廃棄した特定行政文書ファイル等の件数を報告することとなっており、国会報告にもその有無等が記載されている。

令和 3 年 6 月提出の同報告によると、防衛省の特定秘密保護法施行前の防衛秘密文書の管理状況を記録するために作成した簿冊 6 件が廃棄された。なお特定行政文書ファイル等の廃棄は、平成 26 年の特定秘密保護法施行以降、今回が初の事例となる。

○廃棄された特定秘密文書（保存期間 1 年以上）

保有省庁	防衛省
廃棄した特定行政文書 ファイル等の件数	6 件（6 ファイル）
文書の概要	「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」や「情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等が記載されている特定秘密文書の管理簿冊
廃棄の経緯	いずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載された簿冊であって、特定秘密保護法施行前の防衛秘密文書の管理状況を記録するために作成され、現在は使用されていないものであることから、保存期間満了時の措置を廃棄としていた。 当該文書につき、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたことから、関係規則に基づき、適切に廃棄を行った。

→「3 サー② 防衛省（大臣官房）」参照

イ 保存期間が 1 年未満のもの

保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄については、平成 29 年 4 月、国会質疑や新聞報道等があった。これを受けて、当審査会も改めて詳細な資料要求を行ったところ、内閣情報調査室において作成した類型（以下、「平成 29 年提出資料の類型」という。）に従って、平成 28 年中に廃棄された保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の件数が提出された。

その後、近年の公文書管理の在り方についての批判の高まりを契機に、政府が各省庁に公文書の取扱いについて示す指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」が平成 29 年 12 月に改正され、保存期間を 1 年未満と設定することができる文書の類型（以下、「改正ガイドラインの類型」という。）が新たに作成された。

平成 30 年、当審査会から、特定秘密文書の廃棄件数について前年同様の資料要求を行ったところ、政府からは、この改正ガイドラインの類型に沿って、平成 29 年中に廃棄された保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の件数が提出された。これに対し、文書廃棄の継続的監視の観点から前年との比較も必要と判断し、改めて平成 29 年提出資料の類型に基づく報告も求めたところ、政府からこれに応じた廃棄件数が提出された。令和元年以降も、引き続き両類型に基づく件数の提出を求めてきたところである。

上記の経緯を踏まえ令和 3 年も、政府より、改正ガイドラインの類型及び平成 29 年提出資料の類型の双方に基づき、令和 2 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数が各々提出された（後掲《表 2-3-1》《表 2-3-2》参照）。

《表 2-3-1》令和２年中に廃棄された保存期間１年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型）

ガイドラインの類型		廃棄件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	592,004
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	797
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	13,013
7	保存期間表において、保存期間を１年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	378
8	新ガイドラインの類型（上記１～７）に該当しない文書	0

合計 606,192件

※保存期間１年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省の６機関であった。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-3-2》令和２年中に廃棄された保存期間１年未満の特定秘密文書件数（平成 29 年提出資料の類型）

類型			文書の廃棄を 問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数	
1	別途１年以上の保存期間で 正本・原本が管理されている 行政文書の写し	(1) 別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房 外務省 防衛省	20,763	591,877
		(2) 別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房 警察庁 公安調査庁 海上保安庁 防衛省	1,984	
		(3) 別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房 防衛省	562,957	
		(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房 防衛省	7,722	
2	別途１年以上の保存期間で 正本・原本が管理されている 行政文書の素材	別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]	13,893	13,893
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	422	422

合計 606,192 件

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

(3) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監

ア 国会報告に関する補足説明聴取

令和4年3月3日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

同日の調査では、令和3年7月に行われた、特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要についての説明があった。同見直しに伴い、特定秘密保護法施行令の改正及び運用基準の見直し並びに内閣官房令の新規制定が行われたが、いずれも形式的な見直しにとどまるものである（後掲《表2-4》参照）。

また、令和3年の4月及び9月に、特定秘密保護法施行令について改正を行った旨の説明があった¹⁶。

イ 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和4年3月3日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

(7) 独立公文書管理監報告¹⁷について

運用基準の規定により、年1回内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日である。

(4) 検証・監察の結果について

(特定秘密の指定)

令和2年中に指定された21件の特定秘密の指定について適正と認めた。

(特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除)

特定秘密の指定の有効期間の延長191件及び指定の解除15件について適正と認めた。

(特定秘密の記録とその表示)

特定秘密の記録とその表示について、実際に特定行政文書ファイル等の確認を行い、適正な表示がなされていない行政機関については是正を求めた。対象期間中、令和3年3月26日に海上保安庁及び防衛省

¹⁶ 施行令第1条には、特定秘密保護法の適用対象となる行政機関から除外される機関が列記されているところ、同条に「新型インフルエンザ等対策推進会議」及び「デジタル庁」を追加するものである。なお、これまで同条に記載されていた「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」については、デジタル社会形成基本法及びデジタル庁設置法の施行（令和3年9月1日）に伴い廃止された。

¹⁷ 巻末 参考資料V参照

に対して2件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。その後、当該表示を適正に是正した旨の報告を受けている。その他の21部署による記録とその表示を適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存)

特定行政文書ファイル等の保存については、令和3年3月26日、内閣府に対して1件の是正の求めを行った。その後、機器持込みの禁止に必要な措置の徹底を図る措置を講じた旨の報告を受けている。それ以外に検証・監察を行った22部署について、適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置)

特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置として、廃棄と設定したことの適否を判断した。その結果、内閣官房8件、内閣法制局1件、経済産業省1件及び防衛省33件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

(特定行政文書ファイル等にすべきものの存否)

特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については、検証・監察を行った11部署について、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間1年以上と設定すべきものはないと認められた。

(検証・監察に関する定量的指標)

説明聴取、実地調査等の回数は74回である。

確認した特定秘密を記録する文書等の件数は1,944件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ4,748件である。

(ウ) 通報¹⁸への対応について

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

(エ) 今後の展望について

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

¹⁸ 運用基準Ⅴ4(2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

《表 2-4》 特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要

見直しの概要

特定秘密保護制度において、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続を見直すこととする。

見直しの具体的内容

1 特定秘密保護法施行令の一部改正

特定秘密保護法の規定による通知、告知及び同意等について、書面の交付に代えて、オンライン(電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供)により行うことが可能となるよう、特定秘密保護法施行令を一部改正することとする。

2 内閣官房令の新規制定

特定秘密保護法の規定を改正せず、同法第14条第1項に規定する適性評価についての書面による苦情の申出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、主務省令で定めるところにより、オンラインにより行うことを可能とするため、内閣官房令を新規に制定する。

3 運用基準の一部変更

特定秘密保護制度における各種文書について、書面のほか、電磁的記録での報告等を認めることとする。また、運用基準で定める各種様式の中で、署名・押印を求めているものについて、記名とするとともに、押印を不要とすることとする。

(内閣官房資料)

ウ 主な質疑及び答弁の概要

ア・イの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問 1-1. 特定秘密保護法には、我が国の特定秘密を外国に提供したり、私企業に提供したりできるという規定がある。どの国、あるいは企業に、何件の特定秘密を提供しているのか。企業名が公表できないとすれば、どこの国の企業に何件の特定秘密を提供したのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・外国の機関への提供件数と事業者に対する提供件数は、制度担当として統計を持ち合わせていないので、直ちにお答えすることはできない。

問 1-2. 件数や国・企業の名前自体は、この審査会で出してもらえるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・審査会に提供できるかについて、制度担当としては直ちにお答えすることはできない。実際に特定秘密を保有・管理しているところと検討する必要がある。

→「エ(ア) 内閣情報調査室からの追加説明概要 (令和 4 年 3 月 24 日・31 日審査会)」で改めて回答

問 2-1. 保存期間 1 年未満の特定秘密文書を廃棄する際も、保存期間 1 年以上の特定秘密文書と同等のチェックシステムによるべきと考える。独立公文書管理監が、廃棄が適切かどうかをチェックした件数と、1 年未満の保存期間を設定したことが適切かどうかをチェックした件数は、廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の全体の数のうち何パーセント程度なのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ 国会報告（令和 3 年 6 月閣議決定）9 頁に、令和元年中の保存期間 1 年未満文書について記載がある。保存期間 1 年未満の特定秘密文書で、令和元年中に廃棄された文書の件数は、合計で 519,628 件である。
- ・ お尋ねのあった、保存期間 1 年未満の特定秘密文書が全体で何件あるかは把握しておらず、そのうちどのくらいのパーセンテージかということは、直ちにお答えすることはできない。

問 2-2. (令和元年の) 1 年間に約 52 万件 (の文書) が 1 年未満の保存期間で廃棄されたが、そもそも保存期間を 1 年未満に設定したことが妥当なのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ 各行政機関においては、保存期間の設定に当たり、それぞれ個々の文書を確認することとなっている。
- ・ 公文書管理法令やガイドラインに基づき、保存期間を 1 年未満とすることができる文書であると判断して、それぞれ 1 年未満文書ということに設定したものと思う。

問 2-3. 規則に照らして役所が判断すれば、自由に保存期間を 1 年未満にできるということになる。先ほど、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄件数は 519,628 件と言っていたが、① 1 年未満の保存期間を設定したこと及び②廃棄することの 2 つの事項の適切性について、独立公文書管理監は全件チェックをしているのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ (①について) 存否に関する検証・監察ということで実施をしているが、保存期間 1 年未満文書の全件の確認は行っていない。
- ・ (②について) 廃棄の際に直接見ることはしていない。

問 2-4. 保存期間 1 年以上の特定秘密文書を廃棄する際は、内閣府によるチェックに加えて独立公文書管理監による二重チェックが行われていると聞く。保存期間 1 年未満の特定秘密文書でも二重チェックを行い、1 年以上の特定秘密文書と同等のルールに基づいて廃棄をするべきではないか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 毎年、保存期間 1 年未満の文書で廃棄されているものは 50 万件余という話だが、実際にこれを見るのは事実上困難なのではないかと考える。

問 2-5. 全部は無理だとしても、実際は 52 万件のうち、単なる写しがほとんどである。その中でも 1 割ほど (2~3 万件) は写しでなく、独自に作成した文書が含まれている。このような、写し以外のものについて全件チェックすることは検討できないか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ガイドラインでは、1年未満の保存期間を設定できる文書として7種類があり、それに当てはまるかどうかを各省庁で決めている。また、各省庁の行政文書管理規則において、7番目の種類として1年未満についての設定もある。そのため、まずは各行政機関の判断によるべきと考える。
- ・写し以外のものも数万件あるのか、ボリュームが分からない。この場で、全てを確認するということは約束致しかねる。

問2-6. 保存期間1年以上の文書の廃棄も相当な件数があると思うが、廃棄の際に全件チェックしているということによいか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・お尋ねの文書については、廃棄の際に全件をチェックしている。ファイル数でいえば43件である。そのファイルの中に複数の文書が入っているので、文書件数でいえば1,000件以上である。

問2-7. 写しの文書以外であれば数は限られる。抽出調査でもよいので、保存期間を1年未満に設定することと、廃棄することの是非について、管理監がチェックをする体制に改善願いたい。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・検証・監察について具体的に何を行うかということについては、制度面的なところもある。
- ・存否の検証・監察を行うにあたっては、運用基準の改定も行った。我々だけではなく、関係諸機関と検討したい。

問 2-8. 検討結果の報告はどのような形でなされるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ どの程度の期間がかかるのか即座にお答えすることは難しいが、いずれ、この審査会の場で報告したい。

→ 「エ(イ) 独立公文書管理監からの追加説明概要 (令和 4 年 3 月 17 日審査会)」で改めて回答

問 3-1. 保存期間 1 年未満の文書についても実地調査をしているのか。独立公文書管理監報告のポイントに、説明聴取・実地調査の回数 74 回、確認した文書件数 1,944 件、文書に記録されている特定秘密の件数 4,748 件などを書いてある。保存期間 1 年以上の文書について、全件チェックしているということだが、全件実地調査をしているのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 廃棄文書の確認については、この実地調査の数に含まれており、全件調査している。

問 3-2. 1 年未満の保存期間の文書も全件実地調査で確認しているようにも聞こえたがどうか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 保存期間 1 年未満の文書は、廃棄の際の検証・監察、実地調査はしていない。1 年以上の場合には、廃棄の際の検証・監察、実地調査は行っている。

問 3-3. (今回の報告の対象期間は) 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日だが、この前 (の期間の実地調査の回数) と比べてどうだったのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・令和元年度の 162 回と比較すると、令和 2 年度の件数は減っている。

問 3-4. (実地調査の数字としては 74 回と) 半分以下になっているが、コロナの影響か。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・そういう側面はあるが、効率的に実地調査を行うという観点から総回数を減らしているという側面もある。

問 4-1. 独立公文書管理監報告の対象期間は年度で、(内閣情報調査室による) 国会報告の対象期間は暦年になっている。独立公文書管理監報告 (令和 3 年 6 月 24 日提出) 3 頁に「令和 2 年中に 51 件の特定秘密が…指定された」云々と、暦年で書いてあることから暦年という理解でよいのか。分かりにくくなるので、整理して仕事をした方がよい。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・内閣情報調査室が行っている国会報告と直接はリンクしておらず、我々は事業年度で、4 月 1 日から 3 月 31 日までに行った活動内容について報告しているということである。
- ・ここで書いてある令和 2 年の 51 件の特定秘密の指定については、暦年である。

問４－２．特定秘密の指定、指定の有効期間の延長、解除についてそれぞれ検証・監察をしている。延長と解除については前年に継続審査となったものが何件適正で何件残ったと書いてあるが、指定についてはどこかに書いてあるのか。その他、継続になるものがどんどんたまっているように見える。今何件継続が残っているかがわかるようにした方がよいと思う。管理監報告は、そういう意味で分かりにくい。

[令和４年３月３日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 指定については、独立公文書管理監報告（令和３年６月２４日提出）３頁の、下から４行目に「７件の特定秘密の指定について、引き続き検証・監察を継続することとした」と記載があり、７件を継続している。
- ・ 今後、分かりやすくなるように鋭意努力する。

問５．デジタル庁は、特定秘密を指定するものに該当しないと決めたという理解でよいのか。

[令和４年３月３日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ ご指摘のとおりである。

問６－１．特定秘密保護法ができて以来、これまで一度も特定秘密を指定していない行政機関が８機関ある。全然指定しないのに、適用対象行政機関に指定していくというのは違和感があるが、これは独立公文書管理監の部署でチェックするのか。

[令和４年３月３日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 質問は特定秘密保護法の運用に関わることであるため、私どもが責任を持ってお答えすることは困難である。
- ・ 法律を所管している内閣情報調査室に確認願いたい。

問 6-2. これまで特定秘密を有していない行政機関が指定行政機関となっていることの是非というのは、独立公文書管理監の業務の範疇に当たらないのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・独立公文書管理監の業務は運用基準において明確にされている。(特定秘密の) 指定及びその延長、それらの解除等についての検証・監察を行うということで決まっている。
- ・特定の行政機関が指定機関とされているが、それが適正かどうかということについては、我々(独立公文書管理監)の行う検証・監察事項には入っていないと理解している。

問 6-3. 検証・監察事項に入っていないというのは、法律には書いておらず、政府の決め方一つである。独立公文書管理監の権限をもう少し広げることは、ルールを拡大すればできるのか。その場合、責任者はどこの部署か。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・特定秘密保護法の所管官庁、あるいは運用基準についての責任(者)は、内閣情報調査室であると思う。
- ・運用基準は閣議決定を経ており、一行政機関ではなく、内閣全体の意思として決まっているものである。

問 7-1. ある行政機関が、ある文書について、特定秘密に当たらないと判断したとする。すると、特定秘密を保有していないので、最終的にはその行政機関は(指定行政機関から)除外されることになる。独立公文書管理監は、その判断が適正かどうかという判断をしないのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・我々はあくまで運用基準に従い、特定秘密文書を実際に保有しているかという確認をして、保有している行政機関について、きちんと指定がされているか、保有状態がどうなのかという検証・監察を行うことになっている。
- ・実際に文書がないという場合だと、我々がそれに対して検証・監察を行うことは予定されていない。

問 7-2. 行政機関が、運用基準を見て、ある文書を「特定秘密に当たらない」と判断すれば、もう独立公文書管理監の及ぶところではないということか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・我々はあくまで特定秘密について検証・監察を行う部署である。特定秘密ではないものについては、基本的に検証・監察を行うことは予定されていない。

問 7-3. 特定秘密に指定されるべき文書を特定秘密に指定していない場合、これをチェックするのは誰か。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・その判断は、特定秘密を実際に保有する各行政機関で行われるのが第一義的なものである。
- ・我々が検証・監察で見ている文書の中で、この頁には（特定秘密の表示が）あるのにこの頁には（表示が）ないというときの判断として、ここの記載も特定秘密ではないかとか、これは特定秘密ではないのではないかというようなことは、日常的によくある。
- ・ただ、文書全体について特定秘密ではないということだと、我々はそもそもそれについて報告を求めているので、探知することもできない。そのため、その内容を実際に見るとか、見た上で判断をして、特定秘密として妥当なのか、指定に合っているのかという判断はできないことになる。

問 8. 外国との関係の中で、本来、特定秘密として指定すべき情報が指定行政機関のチェックから抜け落ちてしまい、指定されていなかったような場合にはどうなるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・各国の当局間との話し合いについては、我々は全く関知していない。あくまで、その結果得られた文書についてどうなのか、その特定秘密表示がどうなのかということであれば我々も見るが、その手前のところは、我々は立ち入らないところである。

問 9. 独立公文書管理監は通報の窓口となっているが、「特定秘密なのに指定していない」という通報はできるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・そのような場合、まずは（行政機関の）内部的に処理されるのが一番原則である。
- ・しかし、（通報者の）生命・身体に危険が及ぶ場合や、もみ消されるような場合だと、直接独立公文書管理監に通報できることになっている。

問 10-1. 特定秘密として指定すべきものが指定されていないという通報があった場合、その要件が合った場合に、行政機関に対して「これはどうなんだ」と（検証・監察を行うと）いうことになるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・要件を満たし、しかもそのように具体的な通報であれば、それを端緒として検証・監察を行う。

問 10-2. 要するに、それが特定秘密であるかどうかという端緒がなければ分からない、端緒があればそれに対して何らかの対応はできる、という理解でよいか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・具体的に特定秘密だというものについて確認するということである。

問 11-1. (行政機関が) 民間組織に特定秘密を渡すことの是非を判断するのは、独立公文書管理監の権限ではないということか。どういう情報が民間に流れたかというのは、一切把握していないのか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・是非（の判断）については我々の権限ではない。
- ・情報がどう使われているかということも我々は確認するので、その中で民間に一部提供するという話も出る。
- ・ただ、その際には当該省庁と相手方企業の間で、秘密の取扱いについて厳格な契約等を交わし、相手方に履行させていると聞いている。

問 11-2. 民間に提供する情報を全部チェックしているということではなく、たまたま聞いた事例がある程度ということか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・民間への提供事案を網羅的に調べることはしていない。

エ 政府参考人からの追加説明

(7) 内閣情報調査室からの追加説明概要（令和4年3月24日・31日審査会）

令和4年3月24日及び31日、内閣情報調査室から、令和2年中に外国政府及び適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等について追加説明を聴取した。

件数についての調査対象となった行政機関は「特定秘密が記録された行政文書の保有状況（令和2年12月31日時点）」（国会報告（令和3年6月閣議決定）22頁）において、特定秘密を1件以上保有している行政機関¹⁹である。

当該補足説明のうち、①外国政府へ提供した特定秘密文書の件数等についての審査会への提供の可否等については「不開示情報」との回答であった。

一方、②適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等についての審査会への提供の可否等については、その件数及び適合事業者の名称のいずれについても、審査会への提供は可能であるが対外公表は差し控えたい、との回答であった。

かかる説明の後、「令和2年中に外国政府及び適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等²⁰」に関する資料が提出された。

主な質疑及び答弁の概要

問. これは非常に貴重な資料だと思うが、例えば行政機関名や適合事業者名を伏せた合計値を、年次報告書に載せることは可能か。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・各省庁と確認をした結果、合計の数についても対外的な公表は差し控えさせていただきたい。

¹⁹ 内閣官房、内閣法制局、内閣府、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

²⁰ 当該資料は不開示である。

(イ) 独立公文書管理監からの追加説明概要（令和４年３月 17 日審査会）

独立公文書管理監から、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否に関する検証・監察を行うに至った経緯、同検証・監察の流れ及びその実績等について、追加説明を聴取した。

令和２年度の実績については、保存期間１年未満の特定秘密文書を保有していた６行政機関計１１部署について、ヒアリングを９回、実地調査を９回行い、合計４２文書を確認し、全て適正であったと判断したとの説明であった。

主な質疑及び答弁の概要

問１．４２文書しか確認していないとのことであるが、（検証・監察すべき文書件数である）分母は幾つで、（実際に検査した件数は）全体の何パーセントになるのか。また先日の審査会（３月３日）でも質問しているが、全体の５％くらいが第１の類型²¹であるが、これを分母に入れる場合と入れない場合における違いはどうか。

[令和４年３月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ヒアリング時点で保有している保存期間１年未満の特定秘密文書から検証・監察の対象文書を選定しているので、年間を通して、全部で何件ということについて、我々としては把握していない。そのため、（検証した件数が）全体の何パーセントなのかを回答することはできない。
- ・また、各行政機関には、検証・監察のためにということで、ヒアリング時に保有している文書件数を聴取しているが、これを明かしてしまうと、行政機関との信頼関係を悪化させる可能性があり、今後の業務に支障が生じるおそれがあるため、回答は差し控えたい。

²¹ ガイドラインにおいて、保存期間を１年未満とすることができる文書の類型として、①「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」が規定されている。

問 2. 今回検査対象であった行政機関は 6 省庁と聞いている。保有している文書件数及び廃棄された保存期間 1 年未満の文書件数は公表されているが、(検証・監察を行ったのは) そのうちの 42 文書ではないのか。(検証・監察すべき文書件数である) 分母を教えてください。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数は、内閣情報調査室による調査結果によると、年間約 50 万件とされている。
- ・ 我々は、廃棄される前の文書を検証・監察するので、ヒアリングを行ったときの件数は把握しているが、それ以上は把握していない。

問 3. 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数は、全く分からないということか。(3 月 3 日審査会における) 配付資料に保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数が記載されているが、それも承知していないのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の全体数については、我々は取りまとめていない。あくまでもヒアリングを実施した時点における文書の中から選ぶということを行っており、それ以上は把握できない。
- ・ 内閣情報調査室が、廃棄件数を取りまとめて公表していることは承知している。

問 4. 現在、承知している令和元年中の保存期間 1 年未満文書の廃棄件数を教えてください。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 令和元年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数は 519,628 件である。

問5. 約 51 万 9 千件分の 42 件のみを検証・監察したということか。
また、どの文書をチェックするかは役所が選定するのか。何万
という件数を見た上で、42 文書を抽出したのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・先程回答した件数は令和元年中の件数であり、今回報告しているのは令和2年中の件数であるため、件数は若干差異はあるが、概ね 50 万件前後と考えると、そういう比率になると思う。
- ・各省庁にヒアリングで訪れた時点で、保有している文書から情報保全監察室の職員が選定している。

問6. 幾つくらいの文書を見て、検証・監察の対象となる文書を抽出したのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・各省庁の文書保有件数と関わるため、詳細は差し控えたいが、特定秘密文書等管理簿を閲覧し、選定している。

問7. 全ての特定秘密文書等管理簿を見て、保存期間1年未満の文書のタイトルを見て選定した、42 文書の検証・監察を行ったのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ヒアリングに行った日に保有している文書について、特定秘密文書等管理簿を見せてもらい、その中から、我々が選んでいる。

問8. 検証・監察の対象文書を選定するに当たって、写しの文書と写しでないものを見るとか、対象を選定する判断要素は何か。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ヒアリングの際に省庁の各部署が実際に保有しているのは写しの文書がほとんどである。しかし、中には写し以外の種類の文書があるところもあるので、そのときは写しでないものを優先して選び、見せてもらっている。

問 9. 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書のうち、写し以外のものは、令和元年中に何件廃棄されたのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・令和元年中に廃棄されたものでは、第 1 の類型以外に、第 2 の類型「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」が 568 件、第 6 の類型「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」が 16,319 件、第 7 の類型「保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」が 584 件である。

○委員からの指摘事項

- ・(特定行政文書ファイル等にすべきものの存否に関する検証・監察が実施されたのは) 42 文書のみであり、抽出調査だとしてもあまりに少ないのではないか。
- ・独立公文書管理監が検証・監察の対象文書を選定するというが、ヒアリングの際に、行政機関から提出された文書の中から選定しており、主体的に選んでいない印象である。